

区立富士見丘北公園拡張整備基本計画の策定について

入所待機児の解消を図るため、平成28年度に一部が保育施設に転用された久我山東原公園の代替地として整備する富士見丘北公園については、久我山東保育園跡地及び遊び場113番と合わせた一体的な公園整備を行うとする方針を踏まえ、令和3年11月以降、ワークショップ等による区民の意見聴取を行いながら検討を進めてきました。

つきましては、以下のとおり、区立富士見丘北公園拡張整備基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定しましたので報告します。

1 拡張整備の概要（別紙1 案内図参照）

所在地：杉並区久我山五丁目24番23号

面積：2,187.64㎡

2 基本計画の概要（別紙2 基本計画参照）

（1）基本理念

- ・地域の公園として幼児から高齢者まで、全世代が利用できる公園
- ・地域の特徴を活かし、シンボル性があり親しみやすい公園
- ・住民参加やコミュニティづくりの場として活用できる公園

（2）整備方針

① 全世代が楽しめる公園

- ・子どもたちが遊具のある広場や球戯場、緑の丘でのびのびと遊ぶことができ、大人や高齢者にとっても健康づくりや憩いの場とする。

② 特徴ある公園

- ・既存の大きな木を保全するとともに、みどり豊かな街並み形成に寄与する小広場や並木を整備する。
- ・緑の丘や時計付きトイレといったシンボル性の高い施設を取り入れ、子どもたちの思い出に残るような整備を行う。

③ コミュニティの場となる公園

- ・ボランティア活動の場となる花壇や木陰のあるデッキなど、日常的に多世代の人々が憩い、住民の交流の場となる空間を創出する。

(3) 土地利用計画

ゾーン	利用方針
センターゾーン	見通しの良い公園の中央部に、誰もが使えるトイレや水飲み、ベンチを整備する。 ・トイレ：時計付きトイレ（ユニバーサルトイレ）を整備する。 ・水飲み：手洗い付きの水飲みを設ける。 ・ベンチ：広場に面したベンチを配置する。
街角プロムナードゾーン	道路沿いに街並みを彩り、公園のシンボルとなる広場や並木を整備する。 ・人見街道沿い：歩道状空地とあわせて、街角のシンボリックなスポットになるよう、ベンチのある小さな街角広場を設ける。 ・北東側道路沿い：花色が鮮やかで枝がひろがりにくいサクラ並木を整備する。
憩いと交流と健康のゾーン	多くの人が集い、憩い、交流や健康づくりの場となる広場を整備する。 ・コミュニティ拠点となる休憩施設等：花壇に転用できる植栽地や、ケヤキの既存樹を中心にしたデッキとあずまや（休憩施設）を配置し、憩いと交流の空間を創出する。 ・健康遊具：休憩施設の近くに健康遊具を配置し、健康づくりの空間とする。
遊びと原っぱのゾーン	富士見丘のシンボルとなり、のびのび走り回れる草の丘と遊具を配置する。 ・緑の丘：草地の小さな山を整備する。 ・遊具：幼児用木製複合遊具とブランコ、砂場を整備する。
ボール遊びのゾーン	・球戯場：公園の東西両方の住宅地から距離をとりつつ、極力広い球戯場を整備する。

(4) 動線計画

歩道の狭い北側道路（人見街道）沿い、および北東道路（狭あい道路）沿いについては、敷地内通路（幅2m）を設け、周辺居住者の安全な歩行空間を確保する。出入口は、北東交差点部、北東道路沿い、東側道路沿い、西側道路沿いの4か所とする。

なお、公園内動線の幅員、勾配等の条件設定については、「杉並区立公園における移動等の円滑化の基準に関する条例」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」等を踏まえた計画とする。

(5) 植栽計画

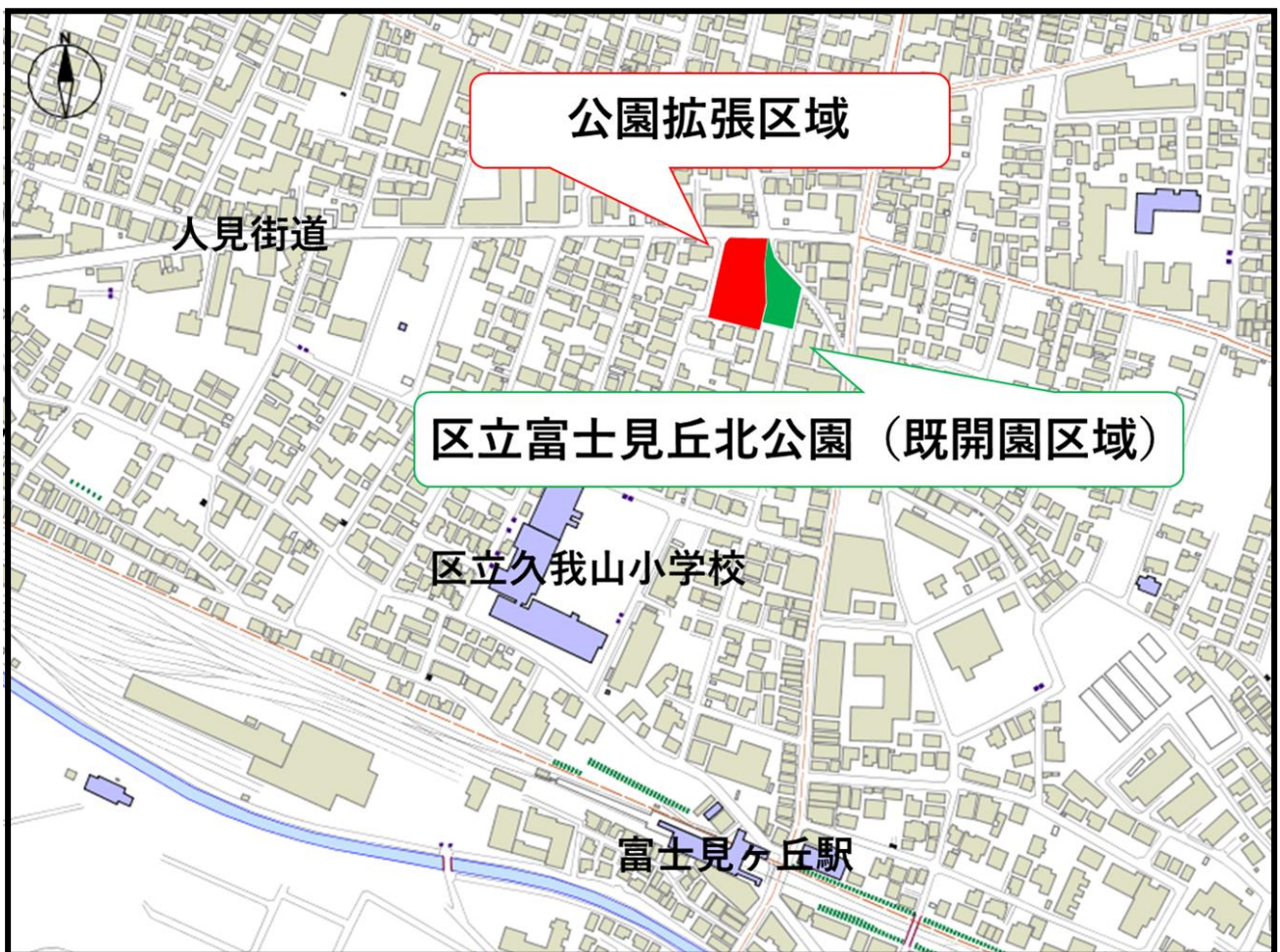
公園植栽については、次の事項に留意して計画する。

- ・人見街道の街並みを形成
球戯場への見通しを確保しつつ、緑の街並み景観を演出する。見通しのよい常緑の樹種を植栽する。
- ・駅へ向かう道を修景
枝がひろがりにくいサクラ（陽光）を採用し、並木を整備する。
- ・既存樹を活かした植栽
既存樹のシンボルツリーとしてケヤキ、ソメイヨシノを保全する。
- ・常緑樹を中心とした緩衝緑地
広場と住宅との間に適切な緩衝緑地を配し、居住者、利用者双方のプライバシーを守る。

3 今後の主なスケジュール（予定）

令和4年 5月～11月	久我山東保育園解体設計
5月～12月	富士見丘北公園拡張整備実施設計
令和5年 3月～	久我山東保育園解体工事
令和5年度	富士見丘北公園拡張整備工事
令和6年度	富士見丘北公園開園

案内図



区立富士見丘北公園

住所：杉並区久我山五丁目24番23号

別紙 2

区立富士見丘北公園拡張整備基本計画

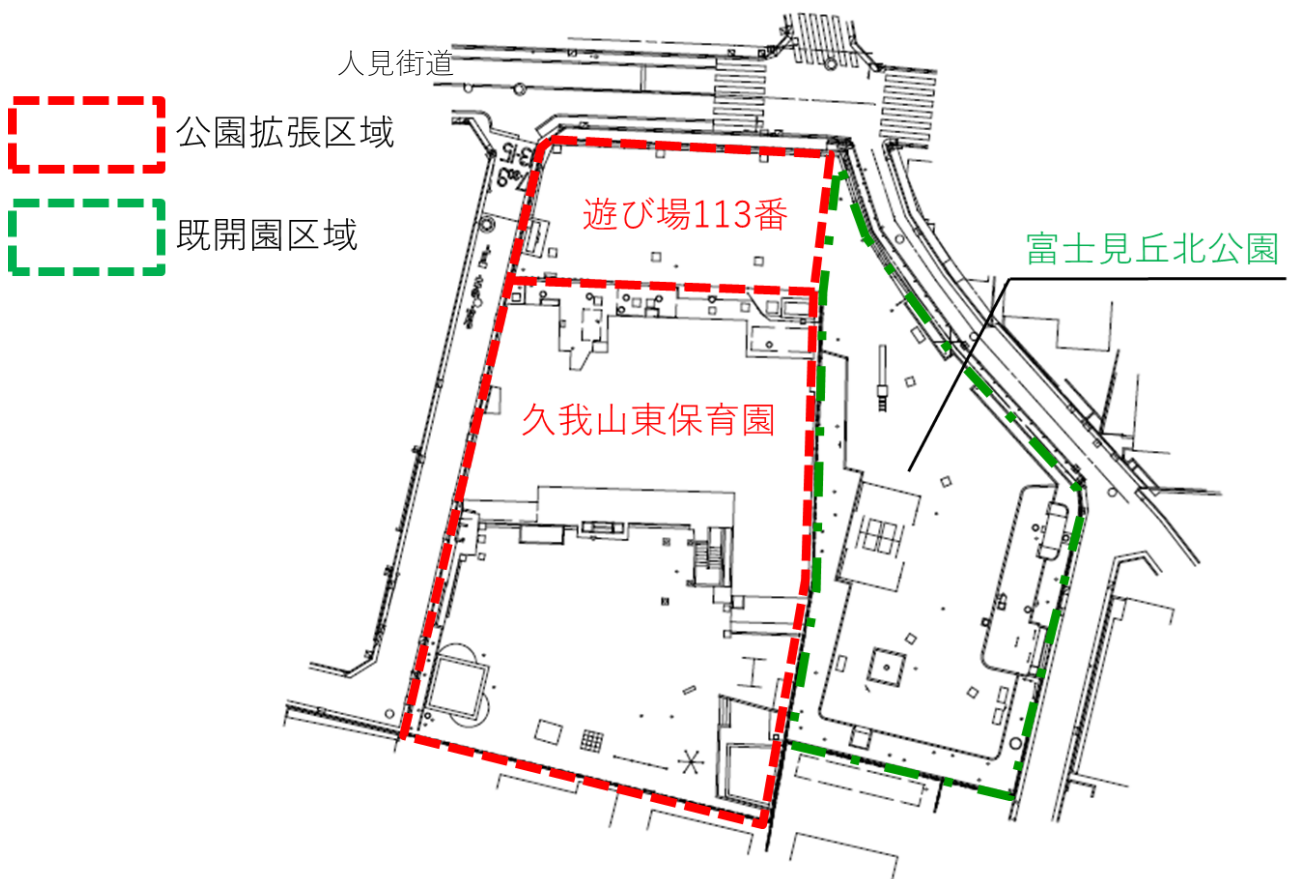
令和4年5月

杉並区

1. 富士見丘北公園拡張整備の目的

杉並区立富士見丘北公園（杉並区久我山五丁目 24 番 23 号）については、平成 28 年度の保育緊急事態宣言に伴い、久我山東原公園の一部が保育施設に転用されたことを踏まえ、同公園の代替地として、久我山東保育園跡地及び遊び場 113 番と合わせた一体的な公園整備を行うこととしている。

公園整備計画の策定に当たっては、ワークショップ等による区民の意見聴取を行うとともに、公園の整備については、住民参加やコミュニティづくりの場として、多世代の人々が憩い集える公園として整備することを目的とする。



2. 基本計画策定の流れ

基本計画の作成に当たっては、「富士見丘北公園の拡張整備を考えるワークショップ」(4回実施)を開催し整備内容等を検討した後、「オープンハウス形式の説明会(パネル展示形式)」(2日間実施)により区民の意見・要望等を聴取した。基本計画作成の流れは以下のとおりである。

なお、ワークショップについては延べ57人、説明会については17人の参加があった。

富士見丘北公園の拡張整備を考えるワークショップ

(応募者数 24名)

第1回 ワークショップ

～こんな公園にしたい…公園にほしいもの・したいことを考えよう!～

令和3年11月28日(日)

第2回 ワークショップ

～班ごとに公園のテーマとプランを考えよう!～

令和3年12月12日(日)

第3回 ワークショップ

～ふたつのプラン案からしぼりこんでみよう～

令和4年1月22日(土)

第4回 ワークショップ

～プラン案について自由に意見交換しよう!～

令和4年2月12日(土)



オープンハウス形式の説明会(パネル展示形式)

～公園計画案の意見・要望等聴取～

令和4年3月4日(金)

令和4年3月5日(土)

3. 整備基本方針等の設定

基本方針において、公園整備の方針及び公園空間の骨格を形成する土地利用や動線、植栽計画について以下のとおり整理を行った。

(1) 既開園区域・拡張区域における前提条件

昭和47年12月に開園し、50年を経過した公園であり劣化が著しいことや、隣接道路のセットバック及び公園拡張区域との動線確保のため、公園の全体的なゾーニングの再検討が必要であることから、既開園区域も含めた改修を行う。拡張区域に関しては、既存の防災施設である防災ポンプ小屋1か所、貯水槽2か所をそのまま残置するとともに、既存樹の活用として、健康状態がよくシンボルツリーとしても期待できるケヤキ・ソメイヨシノを保全することを拡張整備の前提条件とした。

(2) 公園の基本理念・整備方針

ワークショップにおいてまとめた理念のもと、以下のとおり整備方針を定める。

・基本理念

- 地域の公園として幼児から高齢者まで、全世代が利用できる公園
- 地域の特徴を活かし、シンボル性があり親しみやすい公園
- 住民参加やコミュニティづくりの場として活用できる公園

・整備方針

①全世代が楽しめる公園

- ・子供たちが遊具のある広場や球戯場、緑の丘でのびのびと遊ぶことができ、大人や高齢者にとっても健康づくりや憩いの場とする。

②特徴ある公園

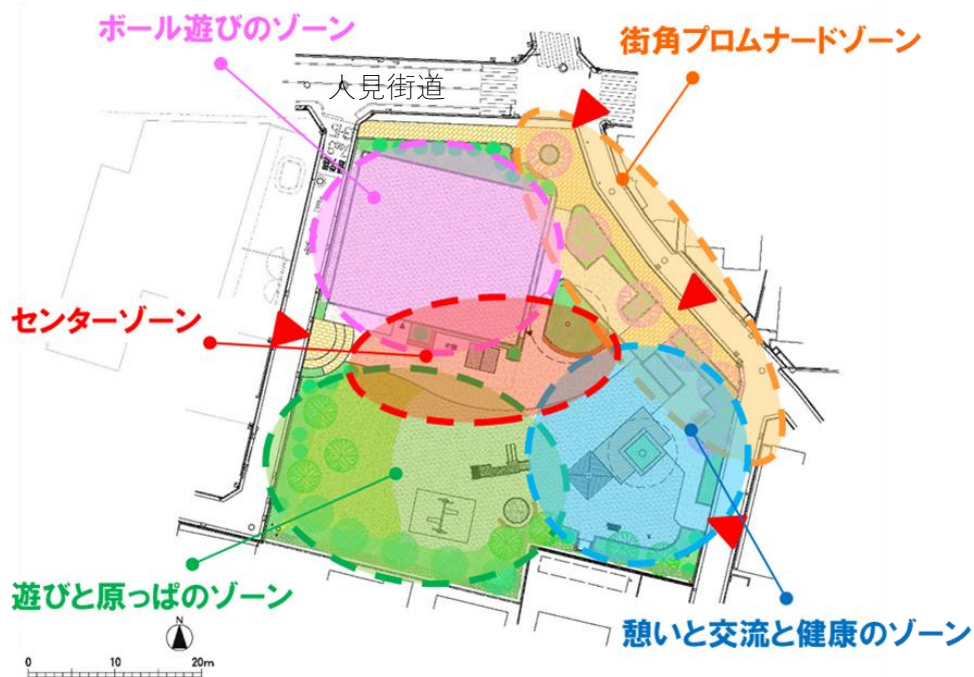
- ・既存の大きな木を保全するとともに、みどり豊かな街並み形成に寄与する小広場や並木を整備する。
- ・緑の丘や時計付きトイレといったシンボル性の高い施設を取り入れ、子供たちの思い出に残るような整備を行う。

③コミュニティの広場となる公園

- ・ボランティア活動の場となる花壇や木陰のあるデッキなど、日常的に多世代の人々が憩い、住民の交流の場となる空間を創出する。

(3) 土地利用計画

基本理念・整備方針を踏まえ、ワークショップ等での意見・要望、隣接地の状況等を鑑み、ゾーニングと利用方針を以下に示す。



ゾーン	利用方針
センターゾーン	<p>見通しの良い公園の中央部に、誰もが使えるトイレや水飲み、ベンチを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ：時計付きトイレ（ユニバーサルトイレ）を整備する。 ・水飲み：手洗い付きの水飲みを設ける。 ・ベンチ：広場に面したベンチを配置する。
街角プロムナードゾーン	<p>道路沿いに街並みを彩り、公園のシンボルとなる広場や並木を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人見街道沿い：歩道状空地とあわせて、街角のシンボリックなスポットになるよう、ベンチのある小さな街角広場を設ける。 ・北東側道路沿い：花色が鮮やかで枝がひろがりにくいサクラ並木を整備する。
憩いと交流と健康のゾーン	<p>多くの人が集い、憩い、交流や健康づくりの場となる広場を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ拠点となる休憩施設等：花壇に転用できる植栽地や、ケヤキの既存樹を中心にしたデッキとあずまや（休憩施設）を配置し、憩いと交流の空間を創出する。 ・健康遊具：休憩施設の近くに健康遊具を配置し、健康づくりの空間とする。

遊びと原っぱのゾーン	<p>富士見丘のシンボルとなり、のびのび走り回れる草の丘と遊具を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の丘：草地の小さな山を整備する。 ・遊具：幼児用木製複合遊具とブランコ、砂場を整備する。
ボール遊びのゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・球戯場：公園の東西両方の住宅地から距離をとりつつ、極力広い球戯場を整備する。

(4) 動線計画

歩道の狭い北側道路（人見街道）沿い、および北東道路（狭あい道路）沿いについては、敷地内通路（幅2m）を設け、周辺居住者の安全な歩行空間を確保する。出入口は、北東交差点部、北東道路沿い、東側道路沿い、西側道路沿いの4か所とする。

公園内の園路については、以下のとおり動線計画の考え方を示す。

なお、公園内動線の幅員、勾配等の条件設定については、「杉並区立公園における移動等の円滑化の基準に関する条例」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」等を踏まえた計画とする。



(5) 植栽計画

公園植栽については、次の事項に留意して計画する。

・人見街道の街並みを形成

球戯場への見通しを確保しつつ、緑の街並み景観を演出する。見通しのよい常緑の樹種を植栽する。

・駅へ向かう道を修景

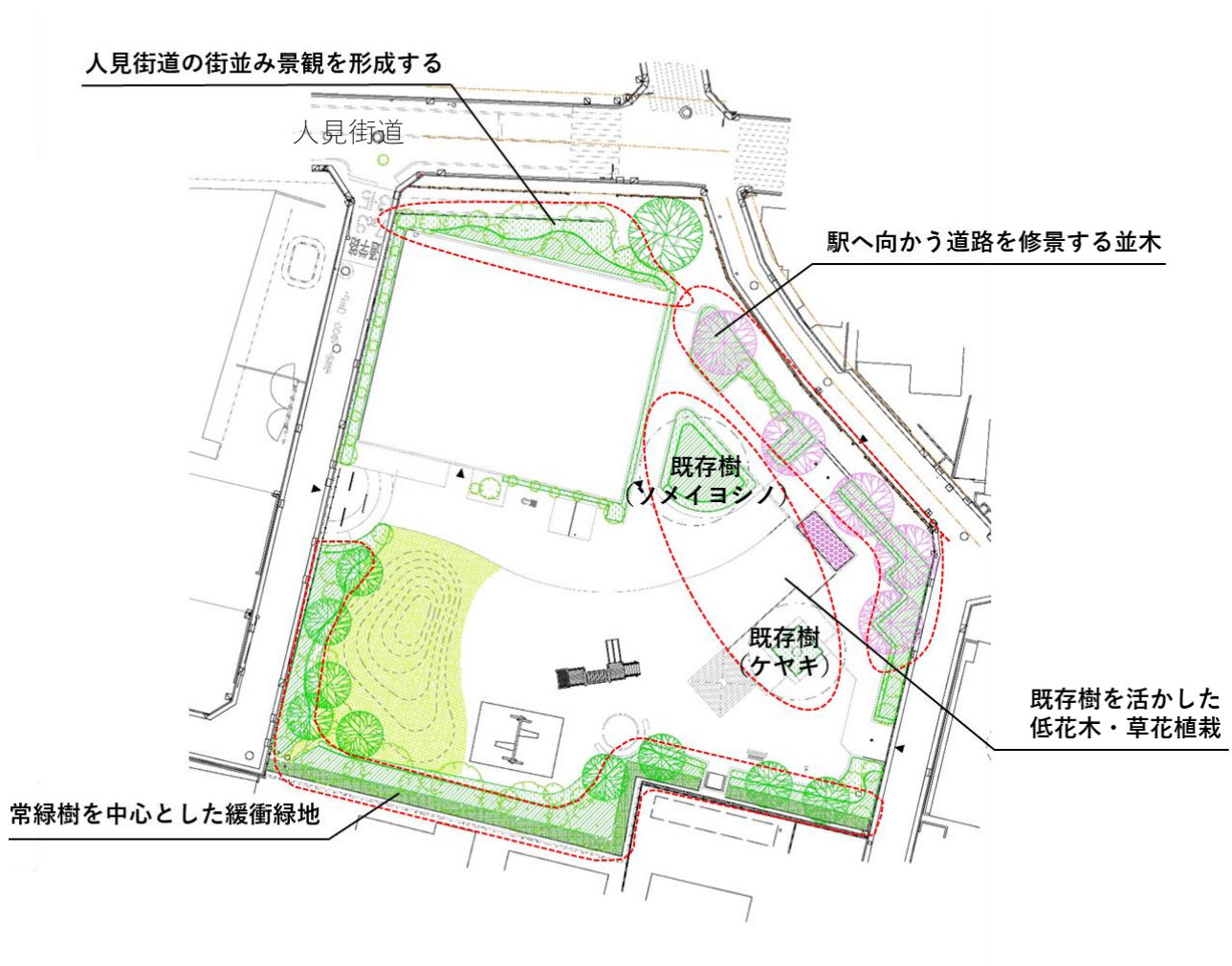
枝がひろがりにくいサクラ（陽光）を採用し、並木を整備する。

・既存樹を活かした植栽

既存樹のシンボルツリーとしてケヤキ、ソメイヨシノを保全する。

・常緑樹を中心とした緩衝緑地

広場と住宅との間に適切な緩衝緑地を配し、居住者、利用者双方のプライバシーを守る。



4. 公園整備イメージ

